

CCUS職種コード		09 電工 - 01 電気工
能力評価実施団体		(一社) 日本電設工業協会
呼 称		電気工事技能者
レベル4	就業日数	10年 (2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ◇登録電気工事基幹技能者〔00001〕 ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）〔91024〕 ◇卓越した技能者（現代の名工） ●レベル2、レベル3の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長経験	職長としての就業日数が3年 (645日)
レベル3	就業日数	5年 (1075日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ◇第一種電気工事士免状取得者〔31018〕 ※ただし、以下の資格にあつては、それぞれ指定する就業日数を満たすことでレベル3の保有資格を有するものと取り扱う。 <ul style="list-style-type: none"> ✓第一種電気工事士試験合格者〔31073〕で認定電気工事従事者〔31074〕（就業日数1,505日（7年）以上） ✓青年優秀施工者土地・建物産業局長顕彰者（建設ジュニアマスター）〔92024〕で第二種電気工事士免状取得者（就業日数1,505日（7年）以上） ✓第二種電気工事士免状取得者〔31019〕で認定電気工事従事者〔31074〕（就業日数2,150日（10年）以上） ●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長・班長経験	職長または班長としての就業日数が1年 (215日)
レベル2	就業日数	3年 (645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ◇第一種電気工事士試験合格者〔31073〕 ◇第二種電気工事士免状取得者〔31019〕
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、必須。◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。〔〕は、ccus職種コードを示している。

※ 就業日数は、215日を1年として換算する。